

# 特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名
住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル (税務署提出用)作成事務 全項目評価書
評価実施機関名
独立行政法人住宅金融支援機構
提出日
令和6年2月19日
概要説明日
令和6年2月21日

(目次)

○ 全体的な事項 .....	1
○ 特定個人情報ファイル(住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル) .....	4
○ 評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策 .....	11
○ 総評 .....	12
○ 個人情報保護委員会による審査記載事項 .....	12

全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
(1)しきい値判断に誤りはないか。	—	—	—	—	問題は認められない	対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
(2)適切な実施主体が実施しているか。	—	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。	—	—	問題は認められない	特定個人情報ファイルは、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)が住宅取得資金に係る借入金の年末残高調査データファイル(税務署提出用)作成事務において保有するものであることから、実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	—	—	—	—	問題は認められない	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4)適切な時期に実施しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	機構が住宅取得資金に係る借入金の年末残高調査データファイル(税務署提出用)作成事務を実施するために使用するシステムの開発は令和6年5月に予定されており、適切な時期に評価を実施している。
(5)適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	—	—	—	—	問題は認められない	国民への意見募集については、機構のホームページにて31日間実施した。 なお、寄せられた意見はなかった。
(6)特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	住宅取得資金に係る借入金の年末残高調査データファイル(税務署提出用)作成事務について、求められる事項が具体的に記載されている。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(7)記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	—	—	—	—	問題は認められない	住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル(税務署提出用)作成事務における番号制度への対応はCS・事務管理部が行っており、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実施に当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については、責任を負うことができる部署である。
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	①特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3	I 1. ②	問題は認められない	住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル(税務署提出用)作成事務において、特定個人情報ファイルを使用することが事務の流れに即し具体的に記載されている。  また、別添1の事務の内容において、納税者から住・MyNoteを経由して個人番号登録システムにより個人番号を入手し、氏名・生年月日・年末残高情報等と紐付けた上で年末残高調書を作成し、税務署に提出すること等、事務において取り扱う特定個人情報の流れが事務の内容に即して具体的に記載されているほか、税務署が納税者に住宅ローン控除に関する情報を提供することで、適用者の申告利便を向上させることができる等、実現が期待されるメリット等についても具体的に記載されている。
3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。		P.3 ～ P.4	I 2. ②	問題は認められない		
4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。		P.3 ～ P.5	I 2. ③	問題は認められない		
5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。		P.5	I 4. ①	問題は認められない		
6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。		P.5	I 4. ②	問題は認められない		
7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。		P.6 ～ P.7	I (別添1)	問題は認められない		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(9)特定個人情報 ファイルを取り扱 うプロセスにおい て特定個人情報の 漏えいその他の 事態を発生させ るリスクを、特定 個人情報保護評 価の対象となる事 務の実態に基づ き、特定してい るか。	—	—	P.16 ～ P.25	Ⅲ、Ⅳ	問題 は 認め られ ない	全項目評価書に例示されている各リスクに どのように対応しているかが具体的に記載さ れている。
(10)特定されたり リスクを軽減する ために講ずべき措 置についての記 載は具体的か。  (11)記載されたり リスクを軽減させ るための措置は、個 人のプライバシー 等の権利利益の 侵害の未然防止、 国民・住民の信頼 の確保という特定 個人情報保護評 価の目的に照ら し、妥当なもの か。	⑨特定個人情報 ファイルの取扱い について自己点 検・監査や従業員 に対する教育・啓 発を行っている か。	70. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、評価の実施を担当 する部署自らが、どの ように自己点検するか 具体的に記載してい るか。	P.25	Ⅳ 1. ①	問題 は 認め られ ない	自己点検については、機構は、特定個人 情報入手すること及び提供を受けることは なく、また、特定個人情報ファイルも保管し ていないことから、自己点検は行えないため、 委託事業者に対して個人情報保護・情報セ キュリティに係る確認を年1回以上行うこと、 また、監査については、監査責任者は、保有 特定個人情報等の安全管理に関する措置を 検証するために、保有特定個人情報等の管 理の状況について、定期的に、及び必要に応じ 臨時に実地監査を含めた重点的な監査を行 うこと、委託事業者においては、客観性を担 保するため、プライバシーマーク認証制度又 はISMS等に基づく監査を受けること等が具 体的に記載されている。
		71. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、どのように監査す るか具体的に記載し ているか。	P.25	Ⅳ 1. ②	問題 は 認め られ ない	従業員に対する教育・啓発については、機 構は委託事業者に対して、特定個人情報の 取扱いを含めた委託業務の実施状況を定期 的にモニタリングすること等が具体的に記載 されている。
		72. 特定個人情報を取り 扱う従業員等に対 しての教育・啓発や違 反行為をした従業員 等に対する措置につ いて具体的に記載し ているか。	P.25	Ⅳ 2.	問題 は 認め られ ない	
		73. 国民・住民等から の意見聴取により得 られた意見を踏ま えて評価書のどの箇 所をどのように修正 したかを具体的に 記載しているか。	P.27	Ⅵ 2. ⑤	問題 は 認め られ ない	寄せられた意見がなかったことが記載さ れている。
(12)個人のプライ バシー等の権利 利益の保護の宣 言は、国民・住 民の信頼の確保 という特定個人 情報保護評価の 目的に照らし、 妥当なものか。	—	—	P.1	表紙	問題 は 認め られ ない	機構は、住宅取得資金に係る借入金の年 末残高調書データファイル(税務署提出用) 作成事務において、特定個人情報ファイル を取り扱うに当たり、その取扱いが個人の プライバシー等の権利利益に影響を及ぼ しかねないことを認識し、特定個人情 報の漏えいその他の事態を発生させる リスクを軽減させるために適切な措 置を講じ、もって個人のプライ バシー等の権利利益の保護に取り組 んでいることを宣言している。

**特定個人情報ファイル**  
(住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル)

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.8	II 2. ③	問題は認められない	特定個人情報の使用目的として、年末残高調書データに個人番号を付加して税務署に提出することが記載されている。  また、特定個人情報の入手・使用について、機構の委託事業者は、住宅ローン金銭消費貸借契約及び資金実行後に、住宅ローン控除の適用を受けようとする者自らが、当該事業者の「個人番号登録システム(仮称)」に個人番号を登録することにより、その都度入手すること、機構は、委託事業者が個人番号を入手するに当たり、年末残高調書の作成や税務署に提出する目的において個人番号を取得することを住・MyNote画面に明示し、本人から同意を得ること等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(入手・使用、委託、提供、保管・消去)が具体的に記載されている。
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.8	II 2. ④	問題は認められない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.9	II 3. ④	問題は認められない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.9	II 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.9	II 3. ⑥	問題は認められない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.9	II 3. ⑧	問題は認められない	
		14. 特定個人情報をを用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.9	II 3. ⑧	該当なし	
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑧	該当なし	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.10 ～ P.12	II 4. ②	問題は認められない	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.10 ～ P.12	II 4. ⑤	問題は認められない	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.10 ～ P.12	II 4. ⑧	該当なし	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.13	II 5. ②	問題は認められない	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.13	II 5. ②	該当なし	
21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.14	II 6. ①	問題は認められない			
22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.14	II 6. ②	問題は認められない			
23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.14	II 6. ③	問題は認められない			

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.16	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	<p>目的外の入手が行われるリスク対策として、年末残高調書作成に必要な情報は、既に機構が保有する対象者の借入情報と、新たに入手する個人番号であり、個人番号については、対象者自身が個人番号カードの読み取りを行うことで「個人番号登録システム(仮称)」に登録されること、「個人番号登録システム(仮称)」には個人番号以外を登録することができない仕様となっていること等が具体的に記載されている。</p> <p>入手の際の本人確認方法として、委託事業者が「民間事業者の公的個人認証サービス」を活用し、個人番号カードのICチップ内に搭載された電子証明書により、オンラインで本人確認を行うことが記載されている。</p> <p>入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、対象者自身が個人番号カードの読み取りを行い「個人番号登録システム(仮称)」に個人番号を登録する際は、SSL/TLSにより暗号化されたインターネット通信により、漏えい等を防止することが具体的に記載されている。</p>
		<p>25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.16	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		<p>26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.16	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	
		<p>27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.16	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		<p>28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.16	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		<p>29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.16	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		<p>30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.16	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		<p>31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。</p>	P.16	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.17	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.17	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.17	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク対策として、「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」から「総合オンラインシステム」に連携する情報は顧客番号、氏名、生年月日に限られており、既に「総合オンラインシステム」が保有する情報であること、また、「総合オンラインシステム」から「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」に連携する情報は、国税庁が定める年末残高調書のデータレイアウトの項目に限られること等が具体的に記載されている。
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.17	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策として、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法は、ユーザIDとパスワードに加え生体認証による多要素認証を想定していること等が具体的に記載されている。
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.17	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	従業者が事務外で使用するリスク対策として、機構は、委託事業者に対して、仕様書又は契約書において、従業者の事務外での使用禁止を定めるとともに、その状況のモニタリングを行うこと等が具体的に記載されている。
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.17	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、機構は、委託事業者に対して、仕様書や契約書において、取得した個人番号が記載されたデータについて、写しを作成することや個人番号のメモを取る等々の複製を禁止するとともに、持ち出し等物理的に複製できないことを定め、その状況のモニタリングを行うこと等が具体的に記載されている。
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
	40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.18	Ⅲ 3. その他の リスク	問題は認められない		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.19	Ⅲ 4. 情報管理体制	問題は認められない	個人番号取得業務、年末残高調書対象者候補選定業務、年末残高調書税務署提出業務及び認定クラウド(提出領域)の構築・運用管理を委託することとしているが、機構は、仕様書において、内閣総理大臣及び総務大臣が認定する「署名検証者プラットフォーム事業者」であること及び国税庁長官が認定する「認定クラウドサービス事業者」であることを入札参加要件としており、委託事業者の選定の際には、各認定で求められる情報の取扱いの委託の要件を委託業務全体に適用して満たすことを要求するとともに、委託事業者よりサービス水準定義書を取得し内容を確認することで、特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認すること等が具体的に記載されている。  委託事業者は重要情報の秘匿性等その内容に応じて、当該特定個人情報の入手、利用、保管、消去等を行う権限を有する者を、その利用目的を達成するために必要最小限の従業員に限ること、特定個人情報の取扱いの記録は、システム処理にて毎日自動で記録され、毎日確認する運用としていること、法定調書の提出義務者である機構は、国税庁が定めるところに従い、委託事業者を通じて認定クラウドの提出領域に提出データを記録し、かつ、税務署長に対してそのデータへのアクセス権限(提出データを閲覧し、及びe-Taxに記録する権限)を付与することにより、法定調書の提出を行うこと、仕様書において個人番号の消去は自動で行われるよう定め、遵守状況について、機構は委託事業者から提出される廃棄証明書(仮称)により個人番号の消去を確認すること等が具体的に記載されている。
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.19	Ⅲ 4. 閲覧者の制限	問題は認められない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.19	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.19	Ⅲ 4. 提供ルール	問題は認められない	
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.19	Ⅲ 4. 消去ルール	問題は認められない	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 4. 委託契約書中の規定	問題は認められない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 4. 再委託	該当なし	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.20	Ⅲ 4. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。		49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	不正な提供・移転が行われるリスク対策として、「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」での特定個人情報の税務署(小石川税務署)への提供については、全ての提出がシステムに記録されていること、アクセスは権限付与者のみが可能であり、正当な提供以外に不正がなされた場合も含め、全てのアクセスが記録されること等が具体的に記載されている。
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	不適切な方法で提供・移転が行われるリスク対策として、「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」は認定クラウド(提出領域)を通じて機構がアクセスを許可した税務署(小石川税務署)のみに対して特定個人情報を提供するため、別の税務署等に提供を行うことが出来ないこと、住宅ローン債権者が委託事業者を通じて「年末残高調書」を提出する方法は、国税に関する法令の定めにより、国税庁長官が認定した認定クラウドの利用のみ認められていること等が具体的に記載されている。
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 5. リスク2:	問題は認められない	誤った情報を提供・移転してしまうリスク対策として、「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」から税務署に提供される情報は、国税庁によって定められた年末残高調書レイアウトに沿った情報のみであること、機構は、委託事業者の選定基準又は義務として、仕様書又は契約書へ、委託先事業者が保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、複数の職員による確認、チェックリストの活用等の必要な措置を講ずることを記載し、委託事業者より提出される「重要情報の取扱いに関する報告書」において、必要な措置が講じられているか、実施状況について確認することが具体的に記載されている。
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 5. リスク3:	問題は認められない	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.21	Ⅲ 5. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 6. リスク3:	該当なし	
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 6. リスク4:	該当なし	
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.22	Ⅲ 6. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
⑧特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	物理的対策として、作業場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしていること、事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないようにしていること等が具体的に記載されている。  技術的対策として、借入申込人と「個人番号登録システム(仮称)」間のインターネット回線はSSL/TLSにより暗号化されていること、「総合オンラインシステム(仮称)」と「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」・「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」・「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」・「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」と「認定クラウド」間は専用回線により通信の機密性が確保されていること、「個人番号登録システム(仮称)」・「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」及び「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」が構築されているクラウドは、ISMAP認証を取得していること等が具体的に記載されている。  特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク対策として、「個人番号登録システム(仮称)」は入手した個人番号を保管することのないよう、閉域である「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」へ速やかに送り込み、その際に自動消去する予定であること、認定クラウドでは、税務署への提出完了後、自動的にデータの消去が必要であることが国税庁の仕様にて定められていること等が具体的に記載されている。
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	該当なし	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.24	Ⅲ 7. その他のリスク	該当なし	

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査 結果	所見
<p>(10) 特定されたり リスクを軽減するた めに講ずべき措 置についての記 載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたり リスクを軽減させ るための措置は、 個人のプライバ シー等の権利利 益の侵害の未然 防止、国民・住 民の信頼の確保 という特定個人 情報保護評価の 目的に照らし、 妥当なものか。</p>	<p>⑩その他、評 価実施機関に 特有な問題や 懸念に対し、 特定されたり リスクを軽減す るために講ず べき措置を具 体的に記載し ているか。記 載された対策 は、特定個人 情報保護評価 の目的に照ら し妥当なもの か。</p>	<p>74. 特定個人情報の入手や年末残 高調書作成等の事務を外部事業者 に委託することになるが、その際 の取扱いに係るリスク対策について 具体的に記載されているか。記載され た対策は特定個人情報保護評価の 目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>P.16 等</p>	<p>Ⅲ 2. リスク1 等</p> <p>問題は 認められ ない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年末残高調書作成に必要な情報は、既に機構が保有する対象者の借入情報と、新たに入手する個人番号であり、個人番号については、対象者自らが個人番号カードの読み取りを行うことで「個人番号登録システム(仮称)」に登録されること</li> <li>・「個人番号登録システム(仮称)」には個人番号以外を登録することができない仕様であること</li> <li>・委託事業者が「民間事業者の公的個人認証サービス」を活用し、個人番号カードのICチップ内に搭載された電子証明書により、オンラインで本人確認を行うこと</li> <li>・「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」から「総合オンラインシステム」に連携する情報は顧客番号、氏名、生年月日に限られており、既に「総合オンラインシステム」が保有する情報であること</li> <li>・「総合オンラインシステム」から「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」に連携する情報は、国税庁が定める年末残高調書のデータレイアウトの項目に限られること</li> <li>・特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法は、ユーザIDとパスワードに加え生体認証による多要素認証を想定していること</li> <li>・機構は、仕様書において、内閣総理大臣及び総務大臣が認定する「署名検証者プラットフォーム事業者」であること及び国税庁長官が認定する「認定クラウドサービス事業者」であることを入札参加要件としており、委託事業者の選定の際には、各認定で求められる情報の取扱いの委託の要件を委託業務全体に適用して満たすことを要求するとともに、委託事業者よりサービス水準定義書を取得し内容を確認することで、特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認すること</li> <li>・委託事業者は、特定個人情報の入手、利用、保管、消去等を行う権限を有する者を、その利用目的を達成するために必要最小限の従業員に限ること</li> <li>・機構は、委託事業者に対して、仕様書や契約書において、取得した個人番号が記載されたデータについて、写しを作成することや個人番号のメモを取ること等の複製を禁止するとともに、持ち出し等物理的に複製できないことを定め、その状況のモニタリングを行うこと</li> <li>・機構は、仕様書又は契約書の定めるところにより、個人情報の安全確保の措置の遵守状況を年1回以上、原則として実地の定期的検査等により確認する。なお、委託事業者が外部委託先選定基準等に定める内容に適合していない場合は、その是正を指導するとともに、是正が行われたことの確認を行うこと</li> <li>・「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」での特定個人情報の税務署(小石川税務署)への提供については、全ての提出がシステムに登録されていること</li> <li>・アクセスは権限付与者のみが可能であり、正当な提供以外に不正がなされた場合も含め、全てのアクセスが記録されること</li> <li>・「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」は、認定クラウド(提出領域)を通じて機構がアクセスを許可した税務署(小石川税務署)のみに対して特定個人情報を提供するため、別の税務署等に提供を行うことができないこと</li> <li>・借入申込人と「個人番号登録システム(仮称)」間のインターネット回線はSSL/TLSにより暗号化されていること</li> <li>・「総合オンラインシステム(仮称)」と「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」・「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」と「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」・「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」と「認定クラウド」間は専用回線により通信の機密性が確保されていること</li> <li>・「個人番号登録システム(仮称)」は入手した個人番号を保管することのないよう、閉域である「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」へ速やかに送り込み、その際に自動消去する予定であること</li> <li>等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</li> </ul>

## 【総評】

- (1) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル(税務署提出用)作成事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 特定個人情報の入手や年末残高調書作成等の事務を外部事業者に委託することに係るリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

## 【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル(税務署提出用)作成事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、インターネットに公開されている「個人番号登録システム(仮称)」においては通信を暗号化しており、「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」及び「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」は閉域網内で連携を行うことで、特定個人情報の使用における漏えい等を防止している旨が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行い、今後リスクを相当程度変動させ得る事実関係の変更が生じ、当該変更に応じたリスク対策を講ずる際には、必要な特定個人情報保護評価を適切に実施する体制を、有効に機能させることが重要である。
- (4) 情報漏えい等に対するリスク対策については、機構は委託事業者に対し、日常的なモニタリングや監査において外形的な確認を行うだけでなく、実地により実際の業務状況を把握するなど、委託事業者からの報告にあった内容が実質的に履行されているかについて、必要かつ適切な監督を行うことが重要である。
- (5) 上記について、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要である。